の両面から考察する。

## 11 明治一〇年代における僧侶の学校教員兼務 教育と仏教の近代史にむけての一視角

谷 Ш

穣

『佛教史學研究』四九巻一号(二○○六年八月)三九―五八頁

はじめに

するという行為(以下「兼務」と略す)について、明治前期、とくに明治一〇年代前半を中心にその実態と言説 あり、それはまた必要な作業でもあろう。その一つの重要な切り口として、本稿では僧侶が公立学校教員を兼務 近代日本において、仏教は学校教育にどう関わったのか。この問いに対してはさまざまな切り込み方が可能で

ら徐々に新築へと比重を高めていく、という分離過程を辿った。一方、教員という「人」は、宗教者と完全に分 ようとした。つまり校舎という「場」は、説教所との区別が明確に打ち出され、また当初多かった寺院の借用か 開のなかで摩擦を重ねるうち、実際の推進者となる地方官によって、「場」と「人」の両面から分離 体制のもとで天皇制国家における人倫道徳を説いた教部省の「教化」とが、並行して開始された。両者はその展 (一八七二)年、「学制」にもとづく文部省の「教育」と、神官・僧侶を教導職として総動員し、いわゆる大教院 この対象設定は次の二点に拠る。第一の点は、民衆教化政策と学校教育との葛藤、という前史である。 ・峻別され 明治五

が、そこに至る経緯はいかなるものか。 離された存在であったかどうか。少なくとも今日の日本において、兼務はありふれた事象に属するといってよい

なわち「人」の内面的努力にのみかかっている(言うまでもなく、私立学校の場合は、日本国憲法の定める信教 学校との場の違いをわきまえ、教育の中身に特定宗教を持ち込まないということは、原理的には兼務者個々、す 基本法などでは、宗教者が国公立学校の教員を兼務すること自体を禁じてはいない。ただ、仏事と教育、寺院と(2) という点である。断っておくが、ここで筆者はそれを「問題視」すべきと言いたいのでは決してない。現に教育 るいは一つの争点となっても不思議ではない兼務が、近代日本において特に大きく取り沙汰されてこなかった、 それは第二の点にも関わる。すなわち、政教分離という西洋近代的理念を受容し「適用」しようとする際、あ

けではないのである。 こなかった。先に「兼務はありふれた事象に属する」と述べたが、実はそのこと自体も、十分検証されてきたわ どが判明するデータではない。こうした数字は管見の限り、文部(科学)省や地方公共団体も、調査・公表して 同宗住職・教師・寺庭婦人を対象にした調査では、五、四七七名の対象者のうち、教職員を兼ねる者は二四七名 (四・五%)という結果が出た。だがこれも地域別、あるいは国公私立・小中高大、専門学校など学校の種別な この兼務者数の推移を正確に把握することは難しい。平成八(一九九六)年、日蓮宗が四年ごとに行っている の自由に基づき、一定の宗教教育が許されている)。

よいわけではなく、学校教育と仏教とが多様な局面で〈交差〉した時代、つまり明治前期に遡って歴史的に検討(4) 識化してきた状況-してゆく必要があると考えられる。もちろん本稿だけで容易に解明される問題ではないが、その「人」をめぐる ではこの兼務に対する認識状況――それが当たり前のことであり、そもそも争点になりえないという発想が常 ――は、何を意味しているのであろうか。それについては戦後占領期に重きをおいて考えれば

検証作業は必須のものであり、また「教育と仏教の近代史」を単に仏教系学校の設立・改廃を列挙、紹介すると(5) いう次元にとどめないためにも、深めてゆくに値する課題と言えるだろう。

教育学の山口和孝が若干言及しているにすぎない。そこには文書史料・統計類の欠如も大きな原因として横た(?) するとともに、兼務論のありようを如実に示す言説の動向を跡づけることに力点を置きたい。 わっていると考えられる。よって、各府県の公文書や雑誌記事などを掘り起こし、兼務の実相の一端を明らかに |学制」以前の議論を紹介している。だが「学制」以降を対象にした研究はきわめて少なく、教育史の倉沢剛| 先行研究では、吉田久一が「寺院を学校に利用し、寺僧を教師にしようという議論はかなり多い」と述べ、

侶および非仏教者の兼務論につき、その代表的な言説をとりあげ考察する。最後に、教育勅語制定から「教育と 本稿ではまず、明治前期における兼務についての制度と運用の側面を検討する。ついで明治一〇年代前半の僧

1 僧侶の教員兼務についての法的規定と実際

宗教の衝突」論争に至る明治二〇年代への展望を述べる。

### 1 兼務の制度的保証

職の教員兼務禁止が達せられた。だが、実際には兼務禁止が貫徹されたわけではなかった。〈表〉 して各府県から文部省や督学局へ提出された、伺書の一部を示したものである。翌七年四月の宮崎県伺では、 明治六(一八七三)年八月二八日の文部省達第一一五号により、「教育と宗教の分離」理念に即した形で教導 は、 兼務に関

校師員ニ用ユレバ教導職其人ナク、 不開之当県従来人才乏ク村落等ニ至ツテハ僅ニ壱両人ノ稍事理ニ通シ、少シク書算ヲ解スル者アリ、之ヲ学 之レヲ教導職ニ挙レハ学校師員□□若シ師員ヲ他方ニ求ント欲スレバ貧

窶ノ小民其給料ヲ弁スル能ハス

と主張されている。教員になりうる人材の乏しい当県で、(9) という方針を採ったと言える。 たがって文部省は師範学校で教員が養成されるまでの重要な〈つなぎ〉として、建前上禁止しつつ、実際は容認 い。正教員不足は全国的に深刻な問題であり、それは師範学校制度が軌道に乗り出す明治二〇年代でも続く。 数六五、六一二名に対して、 勢を示した。各年度の『文部省年報』から計上すると、「学制」末期の明治一一年段階で、公私立小学校の教員 行かない、と主張して当面の兼務許可を要請したのである。これに対して文部省は、基本的に止むなしという姿 師範学校卒業生数は統計の残っている同九年からの三カ年で七、九八七名にすぎな 教導職が兼務できなければ学校教育も教化活動も立ち

明治六年八月第百拾五号布達廃止候条此旨布達候事」という非常に簡潔なものであった。この現状追認的な解禁 を供給できなくなることは明らかであり、宮崎県の訴えはその点をいち早く見通したものであったとも言える。 教導職未補任の僧侶自体が少ないという状態になったのである。兼務禁止令を厳密に適用すれば、 達第三一号により教導職試補以上の補任が住職の条件と定められて以降、 なしと告げており、宗教者の兼務を一切否定していたわけではなかった。しかし、明治七年七月一五日の教部省 そこで文部省は、 同年九月に定められた教育令の理念に沿ったもののように思われる。だが、 教導職未補任である神官・僧侶の教員兼務の場合は不問に付した。先の宮崎県の例でも、 明治一二年一一月一二日に兼務を正式に解禁する (同省達第四号)。条文の全文は「文部省 教導職の数は急増する。 地方の実情に合わせたこの教育 僧侶から教員 それに伴い、 差し支え

#### 11 明治一〇年代における僧侶の学校教員兼務

#### 〈表〉教導職の教員兼務に関する伺提出状況

伺しい				返答		elle +km
発信者	年月日	宛先	内容	年月日	返答文	典拠
筑摩県	6. 9.20	少督学 柳本直太郎	教導職以外の神官 僧侶の兼務	6. 10. 4	「伺之通」	「長野県教育史」 9 、 p980
足柄県	6. 9. —	少督学 柳本直太郎	教導職との兼務		「伺之通」	『明治初期静岡県史料』 4、p391
山口県	6. 10. 3	文部省	教導職の家塾開業 および教授	6. 10. 19	「〔教導職〕本職之者…差 許候義、不相成候事」	『山口県史』史料編近 代1、p874
岩手県	6. 12. 9	文部少輔 田中不二麿	教導職との兼務	6. 12. 28	「伺之通」	『岩手県史』10、p391
山口県	7. 1.18	中督学西潟訥	教導職との兼務	7. 2. 2	「至当之教員有之迄教導 職仮用候儀は不苦候事」	『山口県史』史料編近 代1、p874-875
宮崎県	7. 4.23	文部卿 木戸孝允	教導職との兼務	7. 5.17	「目今不得止分のみ…不 苦候…教導職に無之神 官、僧侶を教員に致し候 儀は差支無之事」	
愛媛県	7. 5. –	文部卿 木戸孝允	教導職との兼務		(伺い案文のみ)	『愛媛県・「学制」時代教 育関係史料』 1 、p73
奈良県	7. 10. 20	文部大輔 田中不二麿	教導職との兼務	7. 11. 2	「不得已事実に相見候条 申立之通聞届候事」	『奈良県教育百二十年 史』資料編、p54
埼玉県	7. 12. 19	文部大輔 田中不二麿	教導職との兼務	7. 12. 27	「無余儀相聞候に付聞届 候」	「埼玉県史料」(『府県史 料』国立公文書館所蔵)
群馬県	8. 2.13	教部大輔 宍戸璣	教導職の教員採用 に際して兼務差免	8. 2. 19	「兼職差免候事」	『群馬県史』資料編17、 p812
佐賀県	8. 4. 25	文部大輔 田中不二麿	教導職を講習所に 通わせた上で兼務	8. 5. 22	「無余儀相聞候に付聞届 候」	『佐賀県教育史』 1 、 p837
東京府	9. 11. 18	文部大輔 田中不二麿 代理九鬼隆一	私立学校における 教導職との兼務	9. 11. 22	「公学私学一般の儀と可 相心得」	『東京教育史資料大系』 3 、p55-56
多摩地域 学区取締	10. 4. 7	六小区戸長 副	教導職との兼務	10. 4. 9	(文面なし)	『府中市教育史』資料 編1、p192
堺県	10. 8. 27	文部大輔 田中不二麿	教導職との兼務	10. 9. 5	「無余儀相聞候条、当分 聞届候事」	「大阪府史料」(「府県史 料」国立公文書館所蔵)
茨城県	11. 11. 16	文部卿 西郷従道	教導職以外の神官 僧侶の兼務	11. 11. 19	「伺之通」	『茨城県立歴史館史料 叢書』 2、p311
神奈川県 高座郡学 務委員	13. 6. –	神奈川県	教導職との兼務	13. 6.18	「伺之通」	『藤沢市教育史』史料 編1、p583

補充する方法の放棄は伴わなかったのである。

らである。「自由教育令」から政府による統制強化へという教育政策の路線転換は、教員不足を僧侶らの兼務で 改革の産物とのみ見るのは、正確ではない。翌一三年一二月の教育令改正公布に際しても、 解禁は継続されたか

支之有無」があるか、という問い合わせがなされている。これに対して同宗務所は翌月、 土宗の宗務所に宛てて、ある僧侶を小学校教員として雇用することを県に申請したいが、 においては兼務をどうするかという「問題」は依然存在した。たとえば同年四月三〇日、 ることになる。 を通知する、という手続きが存在したわけである。 いる。この往復に見られるように、郡や市町村のレベルで兼務につき各宗教団へ照会し、許可をとってから採用(⑴) その後、明治一七年八月に教導職制が廃止されると、神官・僧侶の教員兼務についての法的規定自体は消滅す 同一九年四月一〇日公布の小学校令でも、 規定は特に設けられてはいない。 静岡県富士郡長から浄 支障はないと回答して その際 とはいえ、 「御宗規上御差 教育現場

との意見に対して、「兼務セシメサル件聞置ク」とのみ返答している。神奈川県と正反対の方針を出してきても、(ミロ) は、 よび内務省の姿勢である。 特に意見することなく容認したのである。ここに見出されるのは、各府県の方針に一切任せる、という文部省お がないなら構わない、との見解を示している。その一方で、同二八年七月の内務・文部両大臣宛和歌山県伺書で 長の応答では、神奈川県が神官・僧侶と教員の兼務は差し支えないか、と問い合わせ、文部省は教育上別段支障 (一八九二)年七月二五日付神奈川県照会「神官僧侶ト小学校教員ニ関スル件」と同年九月一五日付普通学務局 またそうした事例が積み重なり、県単位で文部省へその手続きを確認する動きも生じた。たとえば明治二五 |兼務セシムルハ教育上弊害アリト認メ候ニ付本県ニ於テハ自今一切之ヲ兼務セシメサルノ方針ヲ取リ度|

この姿勢に変化が生じるのは、

同二八年一〇月一〇日に内相・文相から各地方長官に宛てて内訓が出されたあ

牒ではより踏み込んで、「右 部省・内務省内に定見がなく、 在していたと思われるが、ここでは詳細な検討は省く。 ないものとする判断を出すに至る。そうした変化の背景にはおそらく、 もその対象に加えて同趣旨の内訓を発した。さらに翌年三月一一日付の文部省普通学務局長・内務省社寺局長通 たりと思われる。 場合のみ許 可し氏名・事由を示しその都度伺い出よ、 同年八月二七日付福岡県伺 〔内訓〕 市町村を含めた地方官の裁量にかなりの程度任されていた、という点であろう。 は已むを得さる場合の外は可成兼務せしめさる旨趣」と、 「神職と小学校訓導と交互兼務の件」に対して、今後はやむを得な と返答したのに続いて、 確認すべきは、 兼務については明治二〇年代後半まで文 来るべき条約改正、 神職だけでなく「寺院住職等」 内地雑居の問題が存 兼務を好ましく

### 2 兼務の実際

しい。 材料もなく、 明治八年一一月二二日付。 こと、県下の同宗指導層は兼務を布教上の妨げと認識していたこと、が述べられている 事がある。 つほどの、 いる。そこから敢えて推測すれば、各宗が危惧するほどの、裏を返せば教員不足の打開策として一定の効力を持(5) では、 解禁前の状況であるが、明治八(一八七五)年の千葉県における曹洞宗僧侶の兼務について報じた雑誌記 解禁された兼務自体は、 多数の兼務者がいたとさしあたり解すべきであろう。 それによれば、 全体像の把握は困難である。 以下同誌の引用・ 同県には全国的に最も僧侶教導職の教員兼務が多く、 実際どれほど行われていたのか。 とはいえ、 参照は [号数、 兼務に没頭する教導職への同様の憂慮は各地で表明され 明治年・月・日]と略記)。 以上を踏まえ、 残念ながらそれを示す数的データは皆 曹洞宗では二〇名弱いるという 本節では角度を変えて、 ただこの数字への検証 (『明教新誌』二〇一号 兼務に

「薄禄にて檀徒も二戸のみな

関する断片的史料から実態の諸相を垣間見る方法を採りたい

明治

一五年四月の雑誌記事では、

静岡県田方郡桑原村・宗源寺の住職について、

兼務を、経済的にゆとりのある僧侶が無給の学校運営事務に意欲を示したという構図が、 あろう。 難からんにとの巷説あり」とある。この「事務」とは必ずしも教員兼務ではなく、 あったと思われる。その記事には、「現在某は小学校の事務にのみ勉励せり、その勉励を布教に換えば何にあり 事中には、 典型的なように、 れば、住職は小学校教員を兼務するも止むを得ざるなり」と報じている [一三一五、一五・四・二〇]。これに こうした状況を、 以上の二例で単純に一般化はできないが、明治初年における排仏の風潮のもと、貧しい寺院僧侶が教員 同郡中村長源寺の例も触れられている。長源寺は二つの末寺を有し、宗源寺と比べると裕福な寺院で 兼務の大きな理由の一つが経済的困難という切実な問題であったのは確かだろう。一方同じ記 地方官も察知していたようである。 同じ静岡県で、 同年六月一八日に引佐郡気賀村・長楽寺 学校運営に従事する世話役で ほの見えてこよう。

這回 拙僧儀就職中も御改正制規の条款確守仕り、 書仍如件。 義を薫陶し、 |該地の民情を拒絶仕り難く遂ニ今般小学教員願書差出候処、 且つ毎月第三日曜日には宗意安心外教防禦の説示仕り、 宗教の体面汚穢致す間敷、 即ち地方庁より御照会相成り候に付ては、 扶宗護法の念慮廃亡仕間敷俯して誓約 且亦児童教育の際も宗教上の修身徳 [一三四八、一五・六・三〇]

住職今澤実孟が兼務に際し真言宗管長へ提出した誓約書を見てみよう。

るに多くは宗教の如何を顧みざる人のみにて宗教に益を与ふること稀」ゆえにはなはだ不都合、 それに応える形で兼務者が誓約書をしたためる。そして檀家総代の保証の一筆とともに、自宗派の管長へ提出す という具合である。当時の静岡県令大迫貞清は、 |務の手順は次のようになる。まず兼務希望者がその願書を役所に提出する。ついで県庁から「照会」があり、 徳育の問題に関して「教導職にて小学教員を務むる人を見 という認識を

仏教界としても、 とキリスト教防遏の講話を行うことを約束している。また静岡県はプロテスタントが盛んな地域であり、 史料中の「御照会」には、 持っていた。そこで、教員採用について各宗管長と協議し、こうした誓約書を書かせることに決した な薫陶に努める、 との誓約を求める合意もあったと考えられる。今澤実孟はそれに応え、毎月第三日曜には教義 それに対抗する必要性もあったと言えるだろう。 僧侶として各宗の規則を遵守するとともに、教員として児童を教育する際にも仏教的

題を持った各宗管長とのタイアップで行われていたことになる。 同様の正教員不足状況であった。したがってこの大迫県令の構想は、 県学事年報第一回』によると、 の教員不足という事情を見かねて、あるいは地域住民の申し入れを受けて、という事情が浮かび上がる。 いう課題を、 さらに、「該地の民情を拒絶」できずという冒頭の一文にも注目したい。今澤本人の希望というよりは、 訓導七四五名・准訓導一六名であるのに対して、授業生・助手が二、四七八名、となっている。 兼務によって一挙に解消しようとするものであった。 明治一五(一八八二)年末現在で就学者数八二、五二四名、公立小学校数六八四 しかもそれは、 学校教育における徳育の混迷と教員不足と 教団の末寺僧侶統括という課 他府県と 一静 域

ない、 指摘は、逆に僧侶が教員となることを概ね好意的に受け止める住民の存在を示している。今澤の誓約書における 誌記事には、 かは不明である。だが少なくとも、 「該地の民情」も、 と述べられている。(18) 未熟な授業生や浅学の僧侶を教員に充てている学校も多く、 県内には兼務への不満の声も挙がっていた。同一六年末の県下の教育状況について講評したある雑 その好意を指していると思われる。大迫県令の施策は、こうした住民感情まで斟酌 確かに兼務者の中には、教授能力に欠けた者も少なからずいたであろう。しかしこの 先に述べた教員兼務や学校世話役への従事が盛行している状況を、 住民もそれを甘受して不満も感じてい

的で、 郡役所にとって存在感の薄いものであったと言える。 更級郡役所は、 まっては 迄之教員は教導職に候条、 級郡役所からの達しによって辞任届けを出すことになる。その達しとは、「早々代員雇入約束相結可差出、 城は同一四年三月末まで、 の場合を見てみよう。 かしいと気づく。 解禁に対する捉え方の地域差も確認できる。 「他日同職より被問糺候節答辞に差閊り困難至極奉存候」との意見を、 兼務解禁の文部省達を失念したまま、 隣郡にも兼務者がおり、既に兼務は一二年に解禁されているはず、兼務不可の例が私から始 僧侶ではないが、 小学教員に従事不相成筈に付此旨為心得相達候也」、であった。だが豊城は直ちにお(9) 同郡上山田村の山田学校に教員として奉職し、次年度も契約更新の予定だったが、 更級郡における神・仏双方の教導職の状況を端的に示す事例である。 前項に述べた、 先の静岡県が兼務を積極的に利用しようとしたのとは対照 豊城の解雇を勧告してしまったのである。 兼務をめぐる政府の統一見解不在と地方官の 更級郡長へ提出した。 解禁の達は、 要するに 且是 更

# 2 仏教界における兼務論

裁量への一任が、ここにも表れている。

# 1 解禁への関心―浅野義順の意見―

が端的に現れると考えられる仏教系の新聞・雑誌記事である。 ような反響を呼んだのか。 さて、先に見た明治一二(一八七九) また、 解禁後の兼務論はいかなる特徴をもって語られたのか。 年一一月文部省達第四号による教導職の教員兼務解禁は、 特に、 既にしばしば引用している隔日刊行の 注目すべきは、 仏教界にどの それら 明明

· 豊城豊雄

解禁自体が十分に認知されていないこともあった。長野県更級郡若宮村の佐良志奈神社祠掌

仏教系の新聞・雑誌としては圧倒的な発行部数を誇り、長く刊行されたという点でも、主たる対象とし は重要である。 宗派の機関紙的なものが多いなか、 同誌は基本的に特定宗派に偏るものではなかった。

て検討に値する。

る方針を考究すべき時節が到来した、と筆に力を込める。こうした認識のもと、 の仏書講読が開始されたことにも触れ、いまや仏教界の諸僧侶が国家教育の事務へ参与し、 解禁の重大性を世の諸僧侶に訴えている。さらに、同年一一月から東京大学文学部において曹洞宗僧侶・原坦山 るなき能はざる亅と述べる[以下九一二、一二・一二・一四]。仏教の勢力拡縮に関わる見逃せぬ問題として、 の伸縮利害に関係し容易ならざる影響を将来に与え、且つ之に由りて幾分か布教の方法伝道の線路に変動を生ず にその重大性を指摘する文章「読文部省第四号達書」が寄せられた。著者は東京浅草在住の僧侶、 [フィールは未詳である。まず浅野はこの二号に渉る投書の執筆動機について、「吾輩は該達書の大いに我宗政(公) 『明教新誌』では、 宗教と学校教育との関係そして政府の文教政策への対応を、具体的に論じてゆく。 兼務解禁直後に布達文が掲載された[八九八、一二・一一・一四]のち、 僧侶の学校教育への参画につい 政府の希望に応答す 翌月「寄書」 浅野義順。 欄

なったものの「寺院住職のものか旧来の慣習と寺檀の義務上より檀家の子弟を教育し、若くは寺院を学校同様に に専念させてきた「旧慣悪弊」を除去することが、欧米の学者の通論になっていると述べる。 により学校教育と宗教とを分離する制度へ移行していった。そして、教育と称して実は教会の儀礼や神学の習得 く最近まで僧侶が「学事の先導者」であり、 浅野によれば、 往古は洋の東西を問わず教育を「宗教者が専任従事する慣習」があったが、 維新後に文部・教部両省の並立により「分離」が目指されることと 一方日本では、ご 西欧では宗教改革

見做せるもの少なから」ず、と現状分析する。

とはいえ、浅野はそれを単純に慨嘆するわけではない。宗教と学事は、

311

教育の総体として「風俗を善良にし国

離 家の元気を養成する」点で密接不可分であり、両者によって「学制の完全整備」が果たされる。 が進んでいない日本の学校教育の現状は、 むしろ「宗教と学士」両者が参与して補完し合う可能性をもつ。 宗教との「分

学校教育の見地からだけではない。浅野はこう続ける。

よって解禁は好意的に受止められることになる。

円融無礙応病与薬の英策妙工に何を以て異ならんや[九一三、一二・一二・一六。以下同] に至り、 師弟親睦の至情より生ずる良縁にして……豈に昔し我祖宗先徳が機に投じ時に応じて人心の望む所に随が からざるものにして、その宗教の尊否を弁ぜざるものも教師を尊崇するの思想、 .兼務は〕最も我が布教伝道の良弁にして、凡そ人々幼童少年の時に教導鞫育せらる、の恩義は終生忘るべ 法味の善悪を知らざるものも教師を信仰するの精神、遂にその教旨を信仰するに至るものは、 自からその宗教を尊崇する 抑も

野は、 持たせることができよう。この最良の布教手段はまさに昔日の仏教が行ってきた方法ではないか。このように浅 信ずる宗教をも尊崇するようになる。 幼少時の恩義は終生忘れ得ぬものである。 仏教の信者獲得の側面からも解禁を大いに歓迎するのである。 したがって、僧侶が幼少の者たちを教育すれば、 また、 生徒が教員に対して尊敬の念を持てば、 生涯にわたる仏教信仰を おのずとその教員の

か の如く」「己れが無学不明より徒弟の開明上達を厭忌」しており、仏教の命脈を絶ちかねない、 ての浅野の現状評価は、 し浅野は、東大での仏書講読開始を大きな転機と見ている。なぜなら、 それだけに、 普通学教授と布教とを両方行いうる人材の有無が、その成否の鍵を握ることになる。この点につ 非常に手厳しい。宗学生徒の教育を見てみると、師僧による徒弟の扱いは 欧米諸国が大学に神学科を設けてキリ と嘆息する。 「牛馬奴隷

スト教宣教師を養成しているように、日本政府も仏教の保護と「抜群の人才」、すなわちエリート僧侶の養成に んことを切望する、 ·かう可能性を示しているからである。 と浅野は述べ、論を結んでいる。 全国の諸師がこの「好機会」を捉え、普通学教授と僧侶養成に尽力され

校教育への批判として、また布教上の絶好機として兼務が捉えられていること、この二点を確認しておきたい。 以上より、 議論の特徴として、 僧侶による学校教育への参入と僧侶のもつ教育能力向上とが、浅野の主張の核をなしていると理解 僧侶が庶民教育を担当してきたという歴史が強調されること、 そして草創期の学

# 2 解禁への無関心? ―学校教育への懐疑

は、 ある。神宮大麻の受領、 示す言説はさまざまに存在するが、当時の典型的なものとして、兼務解禁直前期の三つのケースを挙げてみたい。 としては、 育への関心も低くない雑誌であったにもかかわらず、仏教界からの反応が掲載されることはなかった。その理由 まず、広島県豊田郡中河内村の真宗本願寺派・立栄寺住職に対して、 は 現状の学校教育に対する批判・懐疑ゆえに兼務という形での参与を忌避する、という姿勢であった。それ 同調を表明する投書などは、実は全く現れなかった。文部省の布達が他省庁に比べ頻繁に掲載され、 の 浅野 いくつかの推測が可能ではある。 の投書は、 仏教界にもいかほどかの波紋を呼んだのでは、 神棚の設置などは神祇不拝の宗意に悖る、という意見[五八三、一一・一・二〇]を だが、当時の 『明教新誌』にあらわれる仏教者の論調から見えるの と推測されよう。 檀家二名が提出した質問書をめぐってで しかし、 直接の反論ある 学校教

仏教の因果応報説は全く説明

『泰西勧善訓蒙』に代

それは教義に反する。

したがって、

真

理とされていない。ここで学べば神への信仰心を持つに至るはずであり、

表される西洋の道徳教科書によってキリスト教的造化説で埋め尽くされており、

もった熱心な門徒であった彼らが、住職に次のように問い質した。すなわち、学校教育は

宗門徒は小学校に通う必要はないのではないか、と[五八四、一一・一・二二]。

ある。彼は「凡そ仏教を奉ずる者の子弟は、決して此の如き異教の学校に入学することを欲せずと云て、之を固(ឱ) え兼務によって僧侶が檀家子弟を教育すべきである、といった積極的な言辞を述べることはなかった。 通じた造化説の押しつけは信教の自由に反する、よって拒んでも構わない、という論法である。しかし、それゆ と公言せらる」、すなわち明治八(一八七五)年一一月に教部省が出した信教の自由口達にあった。学校教育を 辞し苦しからざるなり」と、檀家らに賛意を表している。その根拠は「教部に於て一旦信教を民の思想ニー任す 集長・大内青巒の執筆と考えてよいだろう。大内は元曹洞宗僧侶、還俗して共存同衆などにも参加した言論人で |教新誌||ではこの質問書について、「論説」欄で実に六回にわたる詳細な論評を加えている。 筆者は同誌編

光揚は出来ますまい」[四一二、一〇・二・二] と述べている。将来を見越して若い僧侶を確保・教育しておく 存じます。是は各宗とも然ること乍ら、殊二禅門は授戒や普度会で婆さまや爺さまに有難がられた位ては祖風 において大内は、「チト教育ニ力を入られ、確実に法灯相続の見込ある原種をば製造にならねはなりますまいと では共通している。だが、そこに学校教育への参与という方策は見えない。 ことが、結局仏教の教勢維持に役立つという見解である。浅野の主張と比べると、優秀な僧侶の養成という側面 の僧侶養成にあった。同一一年、東京府の曹洞宗寺院二八〇余寺で徒弟わずか八名、という現実を批判した文章 大内は、教育に対して関心をもっていなかったわけではない。だが彼が関心を抱く教育問題の焦点は、(坐) 曹洞宗

南部藩に抱えられたのち還俗、 た、真宗以外の僧侶を対象として漢学・洋学を講ずる私塾「共慣義塾」である。塾主神原精二は元浄土宗僧侶で、 教界でも一定程度共有されていたようである。第二の例として挙げるのは、明治一二年に東京府駒込に設置され 学校教育に不満を持ちつつ、むしろ教育問題としては僧侶養成を優先するというこの大内の姿勢は、 教部省の官員となった人物である。神原はこの塾に、僧侶を引き受ける課程(53) 当時の仏

1

以上、大内・神原・福田は、

た。だが学校教育についての見方は三者三様であった。造化説に偏する内容に不満のある大内、

それぞれ兼務解禁の達しが出される直前期に、僧侶養成への精力傾注を主張して

由々しき行為という見方をする者も少なくなかったと考えられる。 ながら教員を志望したために破門・帰俗を命じられる、という事態も生じており[四六四、 と認識されたであろう。 員兼務は俗人と交わる行為にほかならない。また教員になるために師範学校へ通うことも、 由とは、 に僧侶養成の一環として設けられたわけであるが、公立学校がその十分な修学の妨げが警戒されている。その 是におゐてか諸宗管長碩徳と協議し、本塾内仮に一寮を設け」るとある[八三六、一二・七・八]。この私塾内 各寺に講ずれば其専業ありて粋精なる能はず、 設を設けた。その「共慣義塾僧侶漢洋学規則」を見てみると、「方今諸宗僧侶の漢洋両学におけるや、 俗人と交わると僧侶らしからぬ所業をなす者がいる、というものであった。 実際、 山梨県山梨郡岩手村の曹洞宗信盛院徒弟・三森仙洲のように、 尋常学校に就くや僧俗相混して動もすれば其僧行を失ふ者 神原の見解からすれば、 「僧行を失ふ」行動 一一・五・一八]、 教導職試補であり 之を諸宗 教 理

問 11 字や道理などが広まってゆくのに対して、本来その師匠にあたる側、 ねがはくは速かに来りて入学せよ」[八四四、一二・七・二四]と訴えた。学校教育で子どもや下層民にまで文 僧伽にして、 導して文化の域に誘引す。 である。同一二年、浄土宗東部学校設置に際して福田は、「方今世間の学校その数幾千万、ミな在家の子弟を勧 。そう述べて、 |題である。よって、「尸位素餐」の謗りを受けぬようにするためにも、こちらが学んで四民を教えねばならな また、 別の理由で僧侶養成を学校教育との対照において論じる者もいた。 豈学解を等閑にすべけんや……今学校を設くるは国賊素餐の名を免れんと欲するなり。 東日本の浄土宗僧侶子弟へ同校への入学を勧奨するのである。 然れば村童巷児も文字を知り馬郎舟子も皆道理を説く。 すなわち僧侶の学問が不十分というのでは 第三の例は、 是の時に当りて之が師標たる 増上寺住職 東部 福 田行誠 の幼僧

俗人との交流

その道程が仏教界の社会的地位向上につながる、と唱導されたのである。明治八(一八七五)年の大教院解散後 去が、学校教育に対する拒否反応を引き起こしたのである。そこで、僧侶が「学事の先導者」であったという歴 が問題であるとする神原、仏教無用視を促進する脅威として捉える福田、といった具合である。さらに、こうし 各教団が組織の再編・強化を進めるなかで、兼務は余業にかまけた行為でしかない、という仏教界の認識形成が 史認識は、学校教育とは別の領域で絡むことになった。むしろ檀家庶民の師匠たる僧侶のレベルアップが叫ばれ、 借り上げられたため説教所さえ確保できない状態となり、教勢を削がれる小さからぬ要因になったという苦い過 た不満の背景には、やはり大教院体制期の経験というものがあったと考えられる。つまり、寺院が学校の校舎に

# 3 非仏教者による兼務論

進んでいたと言えよう。

がって、解禁が県下学事関係の責任者である平川の目に留まったのも、ある意味自然なことであった。 える。岩手県は〈表〉でも見たとおり、教員不足を教導職で補うという方法を解禁以前からとっていた。した 課長兼第五課長の職にあった。第五課は学事を扱う部署で、平川は県内の学事状況をよく知る立場にあったと言(%) (%) の平川靖が、解禁直後の前年一二月に県令島惟精を通じて建言書を文部卿へ提出した。平川は当時、岩手県第一(タエ) 以上の背景を確認した上で、平川の建言へと入ってゆきたい。まず平川には、 ところが、 浅野につぐ兼務論は、仏教者以外から現れることになる。明治一三 (一八八〇) 年一月、岩手県吏 民権運動への不満と道徳退廃と

いう現状認識が存在した。

316

輓近往々自傲不遜の心を長じ、軽浮放肆の行ニ慣れ、自由なるもの却つて風俗を紊るの根となり、 の却つて道徳を毀るの基とならんとす [以下九二九、一三・一・二四]

ものと言えるだろう。 た主張にも示されている。それらが明治二三(一八九〇)年二月の地方長官会議での「徳育涵養ノ義ニ付建議(ヨウ) (ヨウ) 明ニシ最憂フヘキハ耶蘇教ナリ之ヲ防クニハ従来ノ宗教ヲ施シテ下等ノ人民ヲ教導セハ其功少ナカラス」といっ こうした民権期における府県庁の嘆きは、たとえば一四年一二月の地方官会議における「教育ハ更ニ倫理道徳ヲ の底流を成し、そこから同年教育勅語の制定へと至ることも考え合わせれば、平川の慨嘆は決して聞き逃せない

よき習性をもつようになる。よって官の学校教育への干渉は暫く必要、との議論になる。 る。「小学ニおゐて道徳上欠くべからざるの教課を立て、勉めて幼童の心志を善良に」すれば、成人に至るまで 育の方向性が定まらずかえって学事は退歩する。ゆえに「心術を正すの教を以て之が本とな」すことが必要であ ら教育令への転換は、法制の不完全をただす妥当な政策である。だが教育令のように人民の自由に任せては、 ではその現状をどう変えるべきか。その方法は「只教育の法宜きを得るの一途あるのミ」である。「学制」 か 教

教導職に国家の賛助役を期待した。だが現実には、 次に平川は、 教導職の教化活動について述べてゆく。政府は、神儒仏「三教一致」のために三条教則を立て、

各地学校の設け日月に盛ニして、其教ふる処幼より専ら智を開き才を広むることを攻習せしめ、 の崇尚之に趨き、道徳教の如きは殆んと秦越視せられ委靡振はす……政府も亦之か拡張を欲せざるもの、如 挙て有名無実の地に置かんとす。夫れ智を開き才を広め巧芸に練磨するは日常事業に於て最も裨益あり 自から世人

……然りと雖も道徳をして之が根とならしめすんは、人々只功利の貴ふべきを知つて、其れか為ゆ後来

上に一大弊を流すニ至らんか [九三〇、一三·一·二六。以下同]

道と仏教しかない。そこで、「教門輩をして専ら小学教育の事を負担せしむるより能きは無かるへし」と、 だけなら儒教でよいが、本心からそれを守り善行を積むには、やはり「畏懼」の心が必要で、それに適うのは神 いう根本を失う弊害をもたらした。平川はこの道徳涵養の欠如を、 教化活動が学校教育のために疎んじられ、有名無実化した。政府も教化活動に力を入れず、道徳を涵養すると 欧米とは対照的だ、と非難する。 法律の遵守

官・僧侶に学校教育を託すべきという核心部分を切り出すのである。

のは、 員を兼ねることで得られる「利益」とは、①寺院・教会所を学校校舎にすれば民費を低減できる、 川は建言書をしめくくっている。 された糊口しのぎの教員より優れている、 員としての給与が少なくて済む、④無為の存在である両者を有用にし得る、⑤教導職のほうが、師範学科で速成 仏二教を説けないが、逆に神官・僧侶は儒教を含めた三教を語りうる、 先つ其教を以て小学科ニ併すときは、 ては神仏に奉仕し、 その理由を、平川は次のように説く。神社仏閣は数多く、神官・僧侶の数もまた然りである。だが、 ⑦祠堂什宝・古跡名刹の維持保存の一助となる、の七つである。そして、もっぱら小学校について論じる 人間の「先入主」をつかさどる、 而して漸次中大学科も自由に之を起すを得せしめん」という道筋を提起したのだ。こう述べて、平 葬祭に従事して「村婦野翁の帰信を繋ぐに過ぎ」ない。よって世間に益するためにも、 因て興る所の利益、 最も大きな徳育の効果を得られるからである。 ⑥就学を渋る父兄も、檀那寺への通学なら強迫せずとも説得しやすく 固より尠きニあらざるなり」という。 ③神官・僧侶は本業収入があるため、 ゆえに「先づ之を宗教ニ 神官・僧侶が教 ②儒者は神 職務とし 教

言えるのではないだろうか。

える。 ように、教導職の庶民教育機能を高く評価してもいる。 という経済面からの指摘である。初代文相森有礼が、その教育政策の重要課題として「学校経済」を問題とし積 極的な合理化を図ったことは周知の通りである。平川も、 この議論は、 僧侶の教員兼務がもたらす「利益」のうち、①③は学校教育に対して地域住民が負うコストを解消する、 教所に比べて寺院の数が圧倒的に多い点を考えれば、 僧侶のみを対象にしたものではない。だが、 それに先立って模索していたのである。 ①においても僧侶をより強く念頭においた言説とい 前記の⑥では住職―檀家の関係を特記しており、 また、 ② ⑤ の

になっている点で、学校行事の際に仏事の場を明け渡すか否か、などという葛藤を引き起こす可能性を孕んでも である。平川の考えの根底には、 という⑥には、 ばならない、 いるのである。 とって(一時的であれ) ば、儒教を主軸にした徳育路線が推進された場合、仏教に拘ることなく、神仏二教がその土台となって支えね とはいえ、これが僧侶の現実を斟酌した議論であるかと言えば、そうではない。 は、それが透けて見える。また⑦は、大教院体制期には正反対の結果しか生まなかったことも明らかという考えに容易に読み替えられてしまうように思われる。仏教への帰依心を就学督促に利用する 確かに、建言書には仏教による徳育への肯定的な評価も含まれてはいる。しかし平川の言説を見 仏事の場の剥奪を意味した。そして、給与のある教員兼務と寺院の校舎使用とがセット 仏教を徳育の主軸として期待する発想は必ずしも濃厚なものではなかった、 寺院の校舎使用 住 職

つは、 地方教育行政担当者として、 ってもおのずから言説のトーンは異なるであろう。 立場の違い、と言ってしまえばそれまでではある。 寺院を校舎に用いるという、実際的な「場」に言及しているかどうかという違いである。この点では、 教員不足解消とそれに付随する効果を僧侶利用に求める平川とでは、 とはいえ、両者の重要な差異は次の二点に集約される。 仏教の勢力拡大の一手段として学校教育を重視する浅野と、 同じ兼務論 む

てきたという歴史認識が述べられているか否か、この点である。平川の建言書には、その叙述が見あたらない。 しろ平川の方が踏み込んでおり、浅野は触れていない。そしてもう一つは、近世期までの庶民教育を仏教が担っ 誤解を恐れず言えば、その「歴史欠如」こそ、仏教だけを対象にせず、 儒教なり仏教なり神道なり、

有効ならばどれでも利用すればよいという平川の認識をはからずも示しているのである。

#### おわりに

た点は、小さからぬ意味がある。 平川の建言書が文部省でどう処理されたかは、 残念ながら不明である。だが、 兼務論がこの段階で提出され 7

る。 る。 が底流を成していたと推測される。その発掘と検討は今後深めるべき課題であり、本稿もその一つの試みでもあ ノ教育アランコトヲ欲ス」との見解を示したとき、おそらく平川の建言書はそれを促す一要因となったと思わ(33) 明治一五(一八八二)年の地方官会議において、岩手県政のトップたる県令島惟精が「教育ハ改良ニテ益道徳 先にも述べたが、明治一〇年代の徳育をめぐる模索状況と教育勅語発布への道筋に、こうした建言書の数々

教」の交差をどう感得したのか、各宗教団や地方行政に影響を与えたのか否か。「徳育論争」などで登場する著 れていたのである。その主役は浅野や平川のごとき、無名の僧侶や地方官吏であった。彼らが「教育」と「宗 と指摘され、それ以外の時期は看過されてきた。だがそれを先取りする言説は、すでに明治一三年段階で提示さい。 (3) もう一点。 既往の研究では、 明治一八年の第一次小学校令公布を契機として僧侶の学校教育参画論が高揚する、

名な知識人の言説からは見えにくい、多様な認識を探る作業が求められよう。

進める動きが顕在化し(特に真宗)、また第一次小学校令で小学簡易科が新設されたことで、これらを背景に僧(35) 案しつつ評価すべきものであろう。兼務をめぐる考察は、以後の時期へと進めてゆくことになる。 脈絡や差異が考究されねばならない。それらの歴史的意義は、1で確認した制度的 だろうか。このような見通しを精緻に検証するためには、1・2で検討した兼務論と、二〇年代前半のそれとの ないまま、キリスト教批判に終始してゆくのも、おそらくその前段階で蓄積された兼務論の質によるのではない 横溢していったように思われる。仏教界が同二五~二六年の「教育と宗教の衝突」論争を自らの問題と感得しえ と言えるが、兼務にともなう実際の具体的な困難を直視せぬまま、単なる「かけ声」にとどまる拙速な兼務論 侶の公立学校教育への参与論議が高まってゆく。同二○年の「徳育論争」はその高揚の一つのピークを示すもの 最後に、このあとの時期への展望を示しておきたい。明治一〇年代前半には僧侶養成機関において俗人教育を 〈あいまいさ〉 との関係も勘

#### Ē

- 1 心得候向」があり不都合ゆえ、 明治七(一八七四)年五月一〇日、文部省達乙第二二号は神道・仏教諸宗管長へ宛て、「教院ヲ以一般ノ教育場同様相 中・小教院は「文部省所轄学校ト判然区別相立、 心得違無之様可致」と達した。
- 2 教育における宗教の取扱について」(昭和二四〔一九四九〕年一〇月二五日付、文初庶第一五二号)第四条。 儀の際に得た布施などの収入は「報酬」とは考えられていないという。国分正明「講座『教師の権利と義務』(一六) に従事し報酬を得ることは原則として禁止されているが(地方公務員法第三八条第一項)、 員特例法第二一条第一項では、本務遂行に支障がないと任命権者が認める場合は教員の兼職が認められている。 教育基本法第九条第二項、および学校教育の宗教的中立性に関する取り決めである「社会科その他、 行政実例に照らせば、 初等および また教育公務 営利企業
- 職・兼業」(『教育委員会月報』一八・四、一九六六)、二五頁。
- 3 日蓮宗 『平成八年度版 日蓮宗宗勢調査報告書』日蓮宗宗務院、一九九七、一〇〇~一〇二頁
- 4 戦後占領期の「宗教教育論争」を検討した最近の研究に、 杉原誠四郎、 大崎素史・貝塚茂樹『日本の宗教教育と宗教

せぬまま戦前期礼賛へと反転するような、安易な姿勢は採るべきではないと思われる。 文化』(文化書房博文社、二〇〇四)がある。宗教教育あるいは「宗教的情操の涵養」をどのように論じるかは、 (容易に答えの出ない課題として)議論し続けるべきであろう。ただし、戦後教育を批判するあまり、「負の遺産」を直視

- (5) たとえば斎藤昭俊『近代仏教教育史』国書刊行会、一九七五。
- 6 吉田久一『改訂増補版 日本近代仏教社会史(上)』(『吉田久一著作集』第五巻、 川島書店、一九九一。初出は同書名
- 〔一卷本〕、吉川弘文館、一九六四)、一七七~一七八頁。
- 7 (『国際基督教大学学報』 I—A教育研究、二四、一九八二、一一五~一二〇頁)。 **倉沢剛『小学校の歴史Ⅰ』ジャパンライブラリービュロー、一九六三、六三九~六四一頁。** 山口和孝 訓導と教導職
- 8 拙稿「教部省教化政策の転回と挫折」(『史林』八三―八六、二〇〇〇)、第二章参照
- (9)『宮崎県史』史料編、近・現代二、八八七頁。
- る。 示された(『長野県教育史』第九巻、二四九頁)。 その際、 ただし兼務に消極的な県もあった。長野県は明治一一(一八七八) 神官・僧侶への教員辞令付与停止と、 兼務者の辞表提出、 年一月、兼務禁止を県北部学区取締に通達してい 教員志願者の教導職辞職の自由、という三点が明
- 11 中村周愍『浄土宗制規類聚』浄土教報社、一八九八、(拾遺)三九~四〇頁。
- (12) 『文部省例規類纂』第一巻、大空社、一九八七、二四五頁。
- (13) 同前第二巻、一一九~一二〇頁。
- (4) 同前第二巻、一二〇~一二一頁。
- 15 しむる」教員の仕事に従事する者がいるが、それは「人間社会の規矩に背戻」した所行だ、と非難している[四八八、一 媼を誘導して現在の開路に趣むか」せるという教導職としての職務を疎かにして「幼童稚児を育成して至要の枢道に達せ たとえば新潟県第四大区第二小区(現三島郡寺泊町)では明治一〇年二月、区長が同区内の寺院住職に対し、「頑爺鈍
- 16 ち―』築地書館、 静岡におけるプロテスタントの興隆とその群像については、太田愛人『明治キリスト教の流域 一九七九(のち中公文庫、一九九二)、参照、 ―静岡バンドと幕臣た
- (17)『静岡県史』第一七巻、八四五~八四六頁。

- 19 『静岡県隆美協会雑誌』第一号(『静岡県史』第一七巻、 以下、「教導職教員兼勤につき伺一件」豊城直祥氏所蔵、複写版は長野県立歴史館所蔵。 八五二頁)。
- の仏教界に大きな影響力を有したと考えられる。 月から翌年六月までに三四○、二九六部、一一年度・一二年度もそれぞれ三六九、一二三部、三五八、七六四部)、明治期 九〇一)年二月二八日(四六〇三号)まで、仏教系新聞随一の刊行部数を誇り(『内務省統計書』によれば、明治一〇年七 同年七月一二日に明教社が譲り受け、同名で一三五号から再出発、一四八号から『明教新誌』と改題。以後明治三四(一 明治七年二月一日、『官准教会新聞』が大教院新聞課により創刊、大教院廃止に伴い翌年四月三〇日(一三四号)休刊。
- 21 他の号には、大阪・上本町の誓福寺住職との記載もある[一一六三、一四・六・六]。
- (22) 『東京帝国大学五十年史』上冊、一九三二、七一六頁。

のある大内と考えてよいだろう。

- か其不是を論ぜしことありたり」とある[五九一、一一・二・八]ので、明教社で最も世俗の知識人や文部官僚にも知己 論説には「我輩も久しく之を胸間にたくわひ、数々有識の諸家にも議り、殊に当局の人すなはち文部の官員ニも幾回
- 24 |大内は、「我教門に直接の関係」はないが、と前置きした上で「職人夜学校を設立するの序言」を著している[八七八、
- れる。吉田光覚「神原精二居士の生涯」(『仏教論叢』二七、一九八三)、二〇~二一頁。 同塾は南部藩子弟の教育施設として明治四(一八七一)年に成立、翌年閉校したものの、 神原が継承・再興したとさ 仏教界にお
- 26 ける認識変化は明らかである。「祠僧ノ徒ヲ択ヒ師範学校ニ入ル、之件」(『社寺取調類纂』一五五、 および前掲拙稿第一章第三節を参照 教導職の師範学校入学を勧奨する西本願寺法主・大谷光尊の建言書が出された明治六年初頭と比べれば、 国立国会図書館所蔵)、
- 27 『明教新誌』九二八号(明治一三年一月二二日付) が、次号以降の建言書掲載を予告している。
- 平川は明治|二年八月二|日付で第五課長兼務を命ぜられている(『岩手県教育史資料』第七集、岩手県立教育研究所
- 一九五八、一五頁)。
- 一五日付で達している(『岩手近代教育史』第一巻明治篇、一九八一、八二六頁)。前掲『岩手県教育史資料』第七集所収 教育令では教員年齢が一八歳以上と定められたが、岩手県では一八歳未満でも授業生として雇う旨、 明治一三年一月

「学事現状概略」では、同県師絶学校でも養成はままならず、「管下ノ如キハ最モ教員ノ人撰ニ窮乏ス」と報告されている (同書一六五頁)。

- 滋賀県令籠手田安定の言葉。稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一、八三頁。
- 31 同前、一六八~一六九頁。
- 教育史学』三九、一九九六、六八頁)。敷衍すれば、地域の寺院から離れない僧侶の兼務が、教員の定着に一役買う局面も 塾に信用が寄せられた、と指摘する(「就学の形成と学校観の位相—教育の〝受け手〟の動向に焦点をあてて—」『日本の 柏木敦は、公立学校教員が同一学校に定着する度合いの低さが就学の低調と結びつき、むしろ教員の異動の少ない私

存在した、との推測も成り立つ。就学向上と仏教との関係を探る際、興味深い課題である。

- 33 稲田前掲書、八四頁。
- 育論争と仏教徒『貧児教育』」(『龍谷史壇』一〇五、一九九六)、一五頁。 この点については、拙稿「明治前期における僧侶養成学校と「俗人教育」―真宗本願寺派普通教校の設置をめぐっ 中西直樹は、小学校令発布を境に本格的に教育への宗教の導入が論じられると指摘している。「教育勅語成立直前の徳
- て―」(『日本の教育史学』四六、二〇〇三)を参照されたい。